

# 大津市帰宅困難者対策計画

令和8年3月

大津市防災会議



---

# 目 次

---

大津市帰宅困難者対策計画（概要）	1
<b>第1章 基本的考え方</b>	<b>3</b>
<b>1 計画の趣旨・位置づけ</b>	<b>3</b>
(1) 計画の背景	3
(2) 計画の目的と位置づけ	3
<b>2 計画の前提</b>	<b>4</b>
(1) 帰宅困難者の定義	4
(2) 帰宅困難者の推計方法	4
(3) 推計方法の詳細	5
(4) 帰宅困難者数の推計結果	6
<b>3 計画の基本方針</b>	<b>8</b>
(1) 対策の視点（基本姿勢）	8
(2) 対策の基本方針（対策の柱）	8
<b>第2章 実施計画</b>	<b>13</b>
<b>1 一斉帰宅の抑制・施設利用者等の保護</b>	<b>13</b>
(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底	13
(2) 安否確認手段の周知等	13
(3) 企業等における取り組みの促進	14
(4) 集客施設や駅等における利用者保護	15
(5) 学校等における生徒等の安全確保と一時収容対策	16
<b>2 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充</b>	<b>17</b>
(1) 一時滞在施設等の確保	17
(2) 水、食料等の提供	18
(3) 一時滞在施設への円滑な誘導	18
(4) 一時滞在施設の適切な運営	18
<b>3 帰宅困難者への情報提供</b>	<b>19</b>
(1) 帰宅困難者への情報提供	19
(2) 情報連絡体制の構築	22
<b>4 駅周辺及び観光地周辺の混乱防止</b>	<b>23</b>
<b>5 帰宅支援・搬送支援</b>	<b>24</b>
(1) 徒歩帰宅者への支援	24
(2) 帰宅困難者の搬送	25
<b>第3章 計画推進に向けて</b>	<b>29</b>
<b>第4章 各種データ</b>	<b>33</b>



# 大津市帰宅困難者対策計画（概要）

## 第1章 基本的考え方

### 1 計画の趣旨・位置づけ

#### 【計画の背景】

- ・社会全体で帰宅困難者対策に取り組む機運の高まり 等

#### 【計画の目的と位置づけ】

- ・本市の実情に応じた帰宅困難者対策のあり方を示す計画
- ・市及び市内の事業者等による帰宅困難者対策の指針
- ・大津市地域防災計画（震災対策編）第3章 災害応急対策計画 第6節 帰宅困難者対策の基本方針に基づく実施計画の位置づけ

### 2 計画の前提

#### 【帰宅困難者の定義】

- ・居住ゾーン外への外出者のうち、地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人

#### 【帰宅困難者数の推計（ブロック別に推計）】

合計 21,327 人

（北 3,036 人、中 7,113 人、南 11,178 人）

※震災による帰宅困難者を想定しているが、その他の要因により公共交通機関の運行に支障が生じた場合においても、本計画の内容を基本とした対応が有効と考えられる。

### 3 計画の基本方針

#### 【対策の視点（基本姿勢）】

- ・自助、共助、公助

#### 【対策の基本方針（対策の柱）】

- ・一斉帰宅の抑制・施設利用者等の保護
- ・一時滞在施設の確保と備蓄の拡充
- ・帰宅困難者への情報提供
- ・駅周辺及び観光地周辺の混乱防止
- ・帰宅支援・搬送支援

## 第2章 実施計画

### 1 一斉帰宅の抑制・施設利用者等の保護

- 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底
- 安否確認手段の周知等
- 企業等における取り組みの促進
- 集客施設や駅等における利用者保護
- 学校等における生徒等の安全確保と一時収容

### 2 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充

- 一時滞在施設等の確保
- 水、食料等の提供
- 一時滞在施設への円滑な誘導
- 一時滞在施設の適切な運営

### 3 帰宅困難者への情報提供

- 帰宅困難者への情報提供  
（情報の内容、情報提供手段、平時からの準備）
- 情報連絡体制の構築

### 4 駅周辺及び観光地周辺の混乱防止

- 滞留者の多い駅前や観光地
- 大規模イベント（びわ湖大花火大会等）
  - ・協議会の設置検討、協議会の設立運営支援
  - ・訓練等の実施

### 5 帰宅支援・搬送支援

- 徒歩帰宅者の支援
  - ・災害時帰宅支援ステーションや一時休憩施設の充実
  - ・徒歩帰宅者への情報提供
  - ・帰宅支援道路の設定および通行路の安全確保救急・救護体制の検討
- 帰宅困難者の搬送

## 第3章 計画推進に向けて

- 初動体制・連絡体制の確立
- 事業所・学校等における帰宅困難者対策の強化
- 実効性の向上
- 一時滞在施設の確保



# 第 1 章 基本的考え方



## 第1章 基本的考え方

### 1 計画の趣旨・位置づけ

#### (1) 計画の背景

- ・平成23年に発生した東日本大震災においては、首都圏各自治体において大量の帰宅困難者が発生し、大規模災害時の帰宅困難者対策の必要性が再確認された。また、一斉帰宅の抑制の重要性、帰宅困難者向けの一時滞在施設の必要性、関連する主体間の連携の必要性等が明らかになった。
- ・先般の災害対策基本法の改定により、「減災の考え方」「自助・共助・公助」「ハード・ソフトの組み合わせ」等の理念が明確化されたところでもあり、社会全体で帰宅困難者対策に取り組む機運が高まっている。
- ・一方、本市においては、「大津市防災対策推進条例」に代わる、より安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に向けた新たな条例「大津市災害等対策基本条例」を平成27年3月に制定し、危機管理や議会の視点を新たに加え「自助・共助・公助」の考え方をより明確に位置づけたところである。
- ・本市においても、災害により交通機関が停止した場合、駅周辺に滞留する外出者や観光客、通勤・通学者等が自力で帰宅することが困難な状況になることが想定されるため、本市の実情に応じて、庁内、関係機関、事業者等との連携体制を構築しながら、実効性のある帰宅困難者対策に取り組んでいく必要がある。

#### (2) 計画の目的と位置づけ

本市の実情に応じた帰宅困難者対策について、基本的な考え方及び対策のあり方を示し、市及び市内の事業者（企業・学校、大規模集客施設の管理者等）等による帰宅困難者対策の指針とする。なお、本計画は大津市地域防災計画（震災対策編）第3章 災害応急対策計画 第6節 帰宅困難者対策における基本方針に基づき、実施計画として位置づけるものとする。

※滋賀県帰宅困難者対策ガイドラインとの連携を図る

## 2 計画の前提

### (1) 帰宅困難者の定義

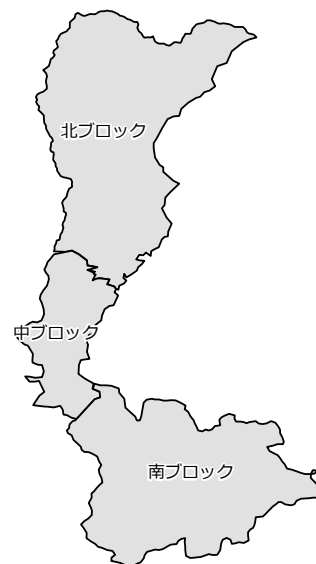
①基本的には、内閣府・中央防災会議の最新の考え方を踏まえる。

【居住ゾーン外への外出者のうち、地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人】

②推計を行うゾーンは、南北に長い地形的特色を踏まえ、北・中・南の3ブロックで行う。

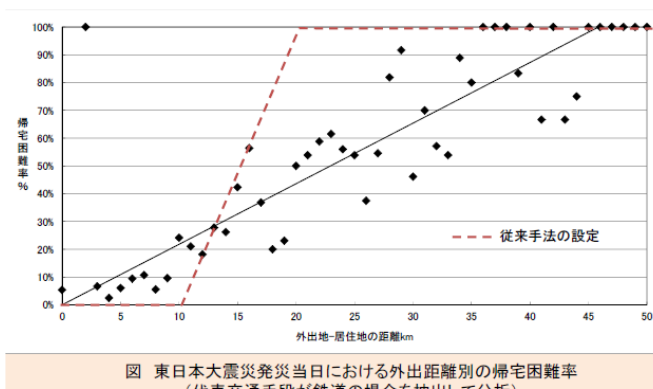
③帰宅困難者の推計には、平成22年に行われた第5回パーソントリップ調査を用いる。

④帰宅困難者の属性（来訪目的）は、パーソントリップ調査を踏まえ、出勤・登校・自由・業務の4種類とする。なお、出勤・登校は主に通勤・通学者を指し、自由・業務は主に観光客・外出者を指す。



### (2) 帰宅困難者の推計方法

- ・帰宅困難者の推計方法は、内閣府・中央防災会議の最新の考え方（東日本大震災の帰宅実態調査結果に基づく値（右図の実線））を用いる。
- ・また、来訪目的によって大津市での滞在時間が異なることが予想されるため、平成17～18年に行われたパーソントリップ補完調査を用いて、滞在時間の想定と、それに伴う来訪目的に応じたピーク率を設定する。
- ・到着地設定は、北ブロック（JR 堅田駅）、中ブロック（大津市役所）、南ブロック（JR 石山駅）とする。



#### 【帰宅困難者数の推計式】

$$\text{帰宅困難者数} = 0.0218 \times \text{帰宅距離 (km)} \times \text{来訪者数} \times \text{ピーク率}$$

※本推算式は外出地-居住地の距離が45km以下の際に適用する

### (3) 推計方法の詳細

---

#### ①来訪者数

- ・来訪者数は、パーソントリップ調査の「小ゾーン間目的別代表交通手段別OD表」の流動量を用いて、代表交通手段別及び目的別に設定する。

#### ②帰宅距離

- ・帰宅距離は、代表地点間の距離として庁舎間距離を用いる。複数の行政区域をまとめて取り扱う場合は、概ね中心に位置する行政区域の庁舎を用いる。また、大津市内については、庁舎又はゾーン内で乗降客数の最も多い鉄道駅を距離測定の起点に用いる。

#### ③ピーク率

- ・来訪目的のうち、出勤・登校の発生時刻は、概ね午前8時に集中しており、また、市内滞在時間も長いことが予想される。そのため、災害発生時点で流動量の全数が市内に滞在している可能性が高いと予想されることから、滞在ピーク率を100%とする。
- ・来訪目的のうち、業務・自由の発生時刻は、午前中を中心に全時間帯に分散しており、災害発生時点で、流動量の全数が市内に滞在しているとは想定しにくいいため、滞在ピーク率を設定する。
- ・業務・自由目的の滞在時間は、平成17～18年に行われたパーソントリップ補完調査より、大津港での観光目的の滞在時間が126分であることから、概ね2時間を設定する。
- ・パーソントリップ調査の「小ゾーン別時刻帯別目的別代表交通手段別集中量」による時刻帯別の集中量から、手段別の集中量を考慮したうえで、2時間幅で最も集中する時刻帯からピーク率を概ね20%と設定する。

#### ④平日・休日の区分

- ・対象となる4種類の来訪目的における集中量は、「小ゾーン間目的別代表交通手段別OD表」の平日及び休日から、平日で約39万人、休日で約30万人となり、また、休日は滞在時間が短いと予想される自由目的が過半を占めているため、帰宅困難者数推計は平日データを用いる。

**(4) 帰宅困難者数の推計結果**

- ・大津市における帰宅困難者数は、市全体で約 21,300 人となる。
- ・ブロック別では、南ブロックの約 11,200 人が最も多く、次いで中ブロックの約 7,100 人、北ブロックの約 3,000 人となる。

ブロック名		北ブロック	中ブロック	南ブロック	合計
帰宅困難者数	出勤・登校	2,023	5,601	9,083	16,707
	業務・自由	1,014	1,512	2,094	4,620
	合計	3,036	7,113	11,178	21,327

- ・業務・自由に関する帰宅困難者数は約 4,600 人となり、JR 駅別で見ると、石山駅の約 940 人が最も多く、次いで大津駅の約 760 人、瀬田駅の約 670 人となる。

北ブロック		
駅名	割当て率	駅別帰宅困難者数 (業務・自由)
おごと温泉	26.2%	266
堅田	31.5%	319
小野	14.0%	142
和邇	10.2%	103
蓬萊	4.3%	44
志賀	3.5%	35
比良	5.8%	59
近江舞子	3.0%	30
北小松	1.5%	15
合計	100.0%	1,014

中ブロック		
駅名	割当て率	駅別帰宅困難者数 (業務・自由)
大津	50.0%	756
大津京	26.0%	393
唐崎	10.3%	156
比叡山坂本	13.7%	207
合計	100.0%	1,512

南ブロック		
駅名	割当て率	駅別帰宅困難者数 (業務・自由)
瀬田	31.8%	666
石山	44.8%	938
膳所	23.4%	490
合計	100.0%	2,094

【例：帰宅困難数の推計表(中ブロックにおける業務・自由目的)】

目的:業務・自由	鉄道	バス	自動車	二輪	総計	帰宅距離	ピーク率	帰宅困難者
大津市_北ブロック	604	73	2899	2	3579	12.7	0.2	198
大津市_中ブロック	1478	466	19740	982	22666	0	0.2	0
大津市_南ブロック	1654	270	6152	329	8406	6	0.2	220
草津市	280	61	1293	0	1634	6	0.2	43
野洲市	99	0	229	0	329	16.5	0.2	24
湖南市	52	0	97	0	150	21	0.2	14
守山市	23	33	357	0	413	13.5	0.2	24
栗東市	81	0	258	0	339	13.1	0.2	19
甲賀市	48	0	304	0	352	29	0.2	45
高島市	173	0	352	0	525	40.8	0.2	93
近江八幡市	166	27	149	0	342	25.3	0.2	38
東近江市	94	13	299	0	406	33.8	0.2	60
日野町	27	0	66	0	93	35.7	0.2	14
竜王町	0	0	28	0	28	25	0.2	3
彦根市	51	0	370	0	421	50	0.2	84
多賀町	0	0	27	0	27	45.8	0.2	5
米原市	33	0	35	0	67	50	0.2	13
長浜市	92	0	143	0	235	50	0.2	47
京都府中部地域	61	0	83	0	145	36.4	0.2	23
京都府南部地域(京都市除く)	258	0	193	0	450	24.8	0.2	49
京都市左京区	56	0	522	24	602	7.8	0.2	20
京都市北区	69	0	92	0	160	9.5	0.2	7
京都市右京区	123	0	172	0	295	12.7	0.2	16
京都市上京区	89	11	85	0	185	9	0.2	7
京都市中京区	55	0	100	0	155	9.4	0.2	6
京都市下京区	305	0	87	0	393	9.6	0.2	16
京都市東山区	32	0	63	0	95	7.5	0.2	3
京都市山科区	131	16	1078	141	1367	6.3	0.2	38
京都市伏見区	48	0	249	0	297	12.5	0.2	16
京都市南区	71	0	128	0	200	10.9	0.2	9
京都市西京区	0	0	105	0	105	15.1	0.2	7
大阪府北部	258	0	80	0	337	34.38	0.2	51
大阪府東部	39	0	191	0	230	50	0.2	46
大阪府南部(堺市除く)	82	14	126	0	222	50	0.2	44
大阪府堺市	0	0	102	0	102	50	0.2	20
大阪府大阪市	211	37	164	0	412	50	0.2	82
兵庫県(神戸市除く)	115	22	134	0	271	50	0.2	54
兵庫県神戸市	46	0	51	0	97	50	0.2	19
奈良県奈良市	0	15	66	0	81	37.3	0.2	13
奈良県(奈良市除く)	14	19	0	0	34	50	0.2	7
他の都道府県	0	14	43	0	57	50	0.2	11
総計	7019	1092	36713	1478	46302			<b>1512</b>

---

### 3 計画の基本方針

---

#### (1) 対策の視点（基本姿勢）

---

大規模災害の発生時の帰宅困難者対策の実施については、行政による「公助」だけでは限界があることから、「自助」や「共助」を含めた総合的な対応を基本とする。

##### 【自助】

- ・市民や事業者による「むやみに移動を開始しない」という基本原則の理解
- ・市民の準備（安否確認方法の確認、帰宅経路の確認、非常食・地図等の携帯等）
- ・企業や学校等の準備（災害時に備えた備蓄、帰宅ルールの策定、訓練の実施等）

##### 【共助】

- ・帰宅困難者による防災活動等への協力
- ・事業者等による帰宅困難者の受け入れや帰宅支援の取組み

##### 【公助】

- ・市民や事業者等の自助・共助の取組みへの支援

#### (2) 対策の基本方針（対策の柱）

---

##### ① 一斉帰宅の抑制・施設利用者等の保護

災害による交通機関の停止等で、駅周辺に滞留する外出者及び観光客、通勤・通学者等が帰宅困難者となる。大量の帰宅困難者による混乱を避けるため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図り、家族等への安否確認の連絡体制の確保、企業や学校などでの一時滞在、主要駅周辺での一時滞在施設の確保などの対策を実施する。

##### ② 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充

観光客や駅周辺滞留者については、帰宅が可能になるまでの間、待機する場所がないことが想定される。このような帰宅困難者等を一時的に受け入れるための一時滞在施設を公共施設、民間施設を問わず、市は協定締結等を通じて確保していくとともに、災害時において円滑に運営できるようあらかじめ準備する。また、民間施設の協力を得る場合は、負担軽減のため必要な支援を行っていく。

事業者等との協力により、水や食料、毛布など帰宅困難者が必要とする物資の備蓄を拡充する。

##### ③ 帰宅困難者への情報提供

帰宅困難者等の一斉帰宅を抑制するためには、「むやみに移動を開始しない」ことの周知・広報のほか、家族の安否、被害状況や公共交通機関の復旧見通し等、冷静な行動をとるために必要な情報を帰宅困難者等が入手できるようにすることが重要である。市は、関係機関と連携しながら、帰宅困難者に対する的確な情報提供体制の構築を図っていく。

④ 駅周辺及び観光地周辺の混乱防止

乗降数の多い駅周辺や集客数の多い観光地においては、災害発生時の混乱の防止に向けた体制の整備及び対策計画や訓練など日頃からの備えが必要である。このため、必要に応じ、地元や関係機関による協議会の設立、協議会による帰宅困難者対策や避難誘導計画の策定に向けた検討、支援を行っていく。

⑤ 帰宅支援・搬送支援

事業所や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される災害関連情報等により、安全に帰宅できることを確認し、帰宅を開始する。交通機関が停止している場合に長距離を徒歩で帰宅する徒歩帰宅者に対し、必要な支援体制を整備していく。また、長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者については、優先的な代替輸送、搬送等を実施できる体制も整備する。



## 第2章 実施計画



## 第2章 実施計画

### 1 一斉帰宅の抑制・施設利用者等の保護

#### (1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

一斉帰宅による混乱は、震災後の救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急活動を阻害する要因になる。市は災害時の一斉帰宅を抑制するため、地域や事業者等とも連携しながら、多様な機会をとらえて「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知し、徹底する。

#### 【取り組み】

##### ○市民・事業者等への基本原則の広報・啓発

(市の広報媒体の活用、パンフレット等の作成と配布、イベント時における広報、事業者等を通じた啓発 等)

#### (2) 安否確認手段の周知等

災害時には、家族の安否や自宅の被害状況に対する不安から帰宅を急ぐ人が多く、速やかな安否確認の実施が一斉帰宅の抑制につながると考えられる。また、地震発生後は、電話の不通や携帯電話の輻輳、利用制限等により、通常の通信手段の利用が困難になることも想定される。市は一斉帰宅を抑制するため、市民や従業者、通学者等に対し、災害時の複数の安否確認手段をあらかじめ確認すること、家族、所属組織との安否確認方法の取り決めを行うことの重要性を周知・啓発する。

#### 【取り組み】

##### ○災害時の安否確認手段についての周知、体験利用の推奨

(携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル171、SNS 等)

##### ○家族間及び事業所・従業者間等の安否確認方法の取り決めについての啓発

### (3) 企業等における取り組みの促進

災害の発生に際し、企業等においては、一斉帰宅の抑制と従業員等の安全確保のため、従業員等を一定期間事業所に留めておく必要がある。市は、企業等による一斉帰宅抑制の取り組みを支援し、促進する。

#### 【取り組み】

○企業等による一斉帰宅抑制の取り組みの必要性についての啓発とマニュアル作成

#### 【企業等に求められる取り組み】

- ・従業員の施設内待機に係る計画の策定と従業員への周知
- ・従業員の待機に必要な物資の備蓄（水、食料、毛布、簡易トイレ、トイレットペーパー等の衛生用品、燃料 等）
- ・施設の安全確保（耐震性の確認、退避場所の確保、家具類等の転倒等防止措置等）
- ・帰宅ルールの設定
- ・訓練等による定期的な手順の確認

#### (4) 集客施設や駅等における利用者保護

災害の発生に際し、観光客や買い物客等が集まる集客施設や駅等の事業者は、利用者に対し施設内での待機の案内や安全な場所への案内または誘導を行うことが重要となる。市は、集客施設等の事業者による利用者保護の取組みを支援し、促進する。

##### 【取組み】

- 集客施設等による利用者保護の取組みの必要性についての啓発とマニュアル作成
- 利用者保護に関する必要な支援に関する検討・実施  
(事業者間の調整、災害救助法の適用 等)

##### 【集客施設等に求められる取組み】

- ・利用者保護に関する計画の策定と従業員への周知
- ・利用者保護の手順の検討、災害時要配慮者や急病人への対応の検討
- ・施設の安全確保（耐震性の確認、退避場所の確保、家具類等の転倒等防止措置 等）
- ・利用者保護のための備蓄
- ・訓練等による定期的な手順の確認

**(5) 学校等における生徒等の安全確保と一時収容対策**

災害の発生に際し、徒歩圏外からの生徒・学生等の通う学校等においては、一斉帰宅の抑制と生徒・学生等の安全確保のため、生徒・学生等を一定期間学校等に留めておく必要がある。市は、学校等による一斉帰宅抑制の取組みを支援し、促進する。

**【取組み】**

○学校等による一斉帰宅抑制の取組みの必要性についての啓発と必要な支援

**【学校等に求められる取組み】**

- ・生徒・学生等の施設内待機に係る計画の策定と周知
- ・生徒・学生等の待機に必要な物資の備蓄（水、食料、毛布、簡易トイレ、トイレレットペーパー等の衛生用品、燃料 等）
- ・施設の安全確保（耐震性の確認、退避場所の確保、家具類等の転倒等防止措置 等）
- ・帰宅ルールの設定
- ・訓練等による定期的な手順の確認

## 2 一時滞在施設の確保と備蓄の拡充

### (1) 一時滞在施設等の確保

- ・従業者、生徒・学生、宿泊客、ビジネスでの訪問客等については、基本的には帰属先で保護することとするが、日帰りの外出者や観光客等の行き場のない帰宅困難者については、帰宅が可能となるまで一時的に滞在させるための施設を確保する。
- ・推計された帰宅困難者数 約 21,300 人のうち、滞在施設が必要となる訪問客や観光客などは約 4,600 人と推定されており、帰宅困難者が集中すると想定される駅周辺などにおいて一時滞在施設を確保する必要がある。
- ・市は滞在施設が必要となる訪問客や観光客などの駅別帰宅困難者推定値が 200 人を超える、JR 大津駅、JR 膳所駅、JR 石山駅、JR 瀬田駅、JR 大津京駅、JR 比叡山坂本駅、JR おごと温泉駅、JR 堅田駅に関して、公共施設、民間施設を問わず、協定締結等を通じて各駅周辺の一時的滞在施設の確保に努めるものとする。
- ・大規模災害時においては、大津市地域防災計画で指定している指定避難所は地元の避難者で満員となる可能性があるため、可能な限り地域防災計画上の指定避難所とは別の一時的滞在施設の確保に努める。

#### 【取り組み】

##### ○公共施設を活用した一時滞在施設の確保

- ・市有施設の指定と周知、一時滞業者用の備蓄
- ・国、県施設に対する一時滞在施設としての活用に関する要請

##### ○民間施設の指定

- ・民間の一時滞在施設の指定  
(指定要件の明確化、市との協定締結等の仕組みづくり、情報連絡体制の構築その他開設、運営のための情報提供 等)

## (2) 水、食料等の提供

- ・一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料、毛布、トイレ等を提供する。そのため、平時から一時滞在施設において帰宅困難者用の備蓄を行う。
- ・大量の帰宅困難者が発生し、一時滞在施設等において、飲料水・食料等の提供を行う必要が生じた場合には災害救助法の適用を検討する。
- ・災害救助法の適用があった場合、「災害時における大津市食品衛生協会による支援に関する協定」に基づき、大津市食品衛生協会への協力要請を行う。また、民間の一時滞在施設において、事業者が供出した水・食糧等については、同法に基づき支弁する。

## (3) 一時滞在施設への円滑な誘導

- ・駅周辺や観光地等においては、関連事業者等と市職員が連携し、帰宅困難者を円滑に一時滞在施設に誘導できるような体制を整備し、事前に役割分担と段取りの確認を行う。
- ・住民用避難所に避難した帰宅困難者については、必要に応じ、一時滞在施設に誘導する。

### 【取り組み】

○帰宅困難者多発地域での誘導體制の整備、事前の訓練 等

## (4) 一時滞在施設の適切な運営

- ・一時滞在施設の管理者は、帰宅困難者等の受入に係る運営計画又は防災計画をあらかじめ作成しておく。運営計画は時間軸(発災直後～6時間、～12時間、4日後以降など)を踏まえて作成しておくことが望ましい。

### 【運営計画等に定める事項】

- ・施設内における受入場所
- ・受入れ定員
- ・運営要員の確保
- ・関係機関との連絡の手順
- ・施設滞在者への情報提供の手順
- ・備蓄品の配布手順
- ・災害時要配慮者への対応
- ・セキュリティ・警備体制の構築
- ・一時滞在施設の管理者は、避難所運営基準等に準じて、書類・帳票等を一時滞在施設に整備しておく。
- ・一時滞在施設の管理者は、平時より安否確認のための体制整備(特設公衆電話、Wi-Fiなど)、備蓄品、非常用電源設備等の確保、防災関係者連絡体制の整備に努めるとともに、訓練等により定期的な手順の確認を行う。
- ・一時滞在施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、遠距離通学の小中学生等の要配慮者に特に配慮する。また、外国人への案内等に配慮する。

### 3 帰宅困難者への情報提供


#### (1) 帰宅困難者への情報提供

地震発生後は、一斉帰宅の抑制、帰宅困難者の安全確保・危険回避、帰宅の安全等のための情報を利用可能な手段により提供する必要がある。提供が求められる情報の内容、提供手段等について、平時から確認しておく。

#### 【取り組み】

- 緊急時の情報例文の作成
- 各情報発信に係る操作の確認
- 平時から準備可能な情報についてのチラシ等の常備、配布 等

#### ■帰宅困難者に伝えることが望まれる情報の例

	<p>地震発生直後</p> <p>一斉帰宅の抑制のための情報</p> <p>安全確保・危険回避のための情報</p> <p>混乱収拾以降</p> <p>安全な帰宅のための情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むやみに移動しないことの周知</li> <li>・安否確認手段及び利用方法</li> <li>・身の回りの危険に関する注意喚起</li> <li>・居場所周辺及び自宅周辺等の被害状況 (余震情報、警報発令状況、火災、建物被害、人的被害、ライフライン被害等)</li> <li>・気象情報</li> <li>・一時滞在者、徒歩帰宅者に対する支援情報（一時滞在施設の開設・運営状況、水・食糧等の配給状況、利用可能なトイレ、災害時帰宅支援ステーションの位置等）</li> <li>・公共交通機関の状況（路線ごとの運行情報、復旧見通し、代替交通機関の情報等）</li> <li>・帰宅経路の道路状況（通行不能箇所、規制情報等）</li> <li>・帰宅困難者の搬送体制 等</li> </ul>
--	--	---

## ■大津市及び関係機関が発信する情報提供の手段

防災行政無線	大津市防災行政無線設置施設に対し、情報伝達を実施無線交信のため、有線回線切断時でも通信可能
大津市ホームページ	パソコン、携帯電話、スマートフォンによる伝達手段
大津市防災メールサービス	事前登録を行うことにより、大津市からの情報を受信できる
YAHOO サービス	ヤフー株式会社と「防災への取り組みに関する協定書」を締結 (1)本市ホームページの災害時の負荷を軽減するため、本市ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、閲覧できるようにする。 (2)市内の避難所等の防災情報を、平常時からヤフーサービス上に掲載し、広く周知する。 (3)市内の避難指示等の緊急情報をヤフーサービス上に掲載し、広く周知する。 (4)災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報、避難所におけるボランティア受け入れ情報をヤフーサービスに掲載し、広く周知する。 (5)市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載し、広く周知する。
SNS(大津市公式 X(旧 Twitter)、LINE)	各種 SNS による伝達手段
Google が提供する災害対応サービス	Google と「防災への取り組みに関する協定書」を締結 ○Google が提供する災害対応サービスの例 (1)Google パーソnfインダー(被災地における安否情報発信・検索) (2)避難所情報・避難ルートおよびハザードマップの地図サービス (3)ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス
エリアメール(㈱NTT ドコモ) 緊急速報メール(KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株))	気象庁が配信する緊急地震速報や、国・地方公共団体が配信する災害・避難情報を、回線混雑の影響を受けずに受信できるサービス。事前登録の必要がない。大津市では各社サービスで災害情報等を配信
報道機関による報道	各メディアの広報媒体による伝達手段
大規模施設等での館内放送	特定の場所での周知手段
広報車による連絡	混雑している箇所等での伝達手段
掲示物	交通機関や避難所等での張り紙。過去の大震災で有効性が確認されている

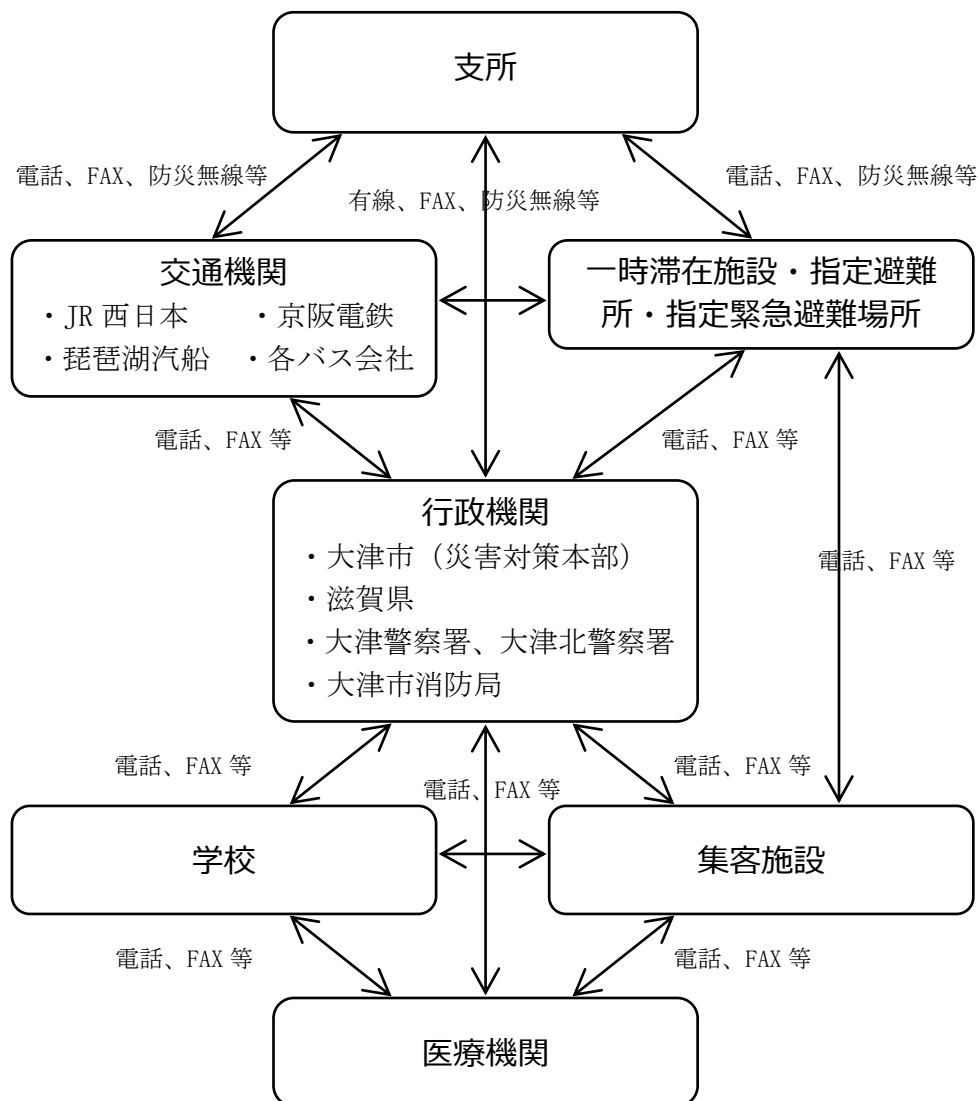
## ■ 平時から準備可能な情報提供資材(平時及び緊急時に配布用、携帯用等)

掲載内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 安否確認方法</li><li>・ 一時滞在施設（地図、住所）</li><li>・ 災害時帰宅支援ステーション（地図、住所）</li><li>・ 災害時要配慮者の搬送拠点（地図、住所）</li></ul>
配布先	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 市民、事業者</li><li>・ 学校</li><li>・ 行政機関庁舎、警察署・交番、消防署等</li><li>・ 一時滞在施設の指定を受けた民間施設</li><li>・ 駅、大型商業施設、ホテル 等</li></ul>

## (2) 情報連絡体制の構築

災害時において関係機関等の円滑な情報伝達ができるよう、平時からの訓練等により、実効性のある情報連絡体制を構築しておく。

### ■大津市における災害時の情報連絡体制



---

## 4 駅周辺及び観光地周辺の混乱防止

---

- ・帰宅困難者が多く発生することが想定される駅前や観光地等の滞留者対策については、地域の実情に応じた行動計画等の策定に向け、必要に応じ、下記の例に記載するような関係主体で構成する協議会の設置を検討する。市は、協議会の設立及び取り組みについて必要な支援を行う。
- ・また、びわ湖大花火大会に代表される大規模なイベント時の災害発生に際して、イベント運営者等による適切な誘導と参加者の保護が実施されるよう、関係者による事前のマニュアルづくり等を検討する。
- ・行動計画、マニュアル等の策定後は、継続的に図上訓練または実働訓練を実施し、対策の充実を図っていく。

### 【駅周辺対策協議会参加団体の例】

- ・町内会・商店街等
- ・鉄道事業者
- ・ライフライン事業者
- ・駅周辺の大規模集客施設（商業施設、劇場、映画館、ホテル等）
- ・駅周辺の企業
- ・周辺の医療機関
- ・学校等の教育・研究機関
- ・市・警察署・消防署等

### 【対策訓練の種類】

- ・滞留者の誘導訓練
- ・徒歩帰宅訓練
- ・現地本部等の立ち上げ運営訓練
- ・行政・協議会メンバー間の情報受発信訓練
- ・一時滞在施設の開設訓練

## 5 帰宅支援・搬送支援

### (1) 徒歩帰宅者への支援

- ・職場、学校や一時滞在施設にとどまった帰宅困難者は、混乱が一定収拾した後に帰宅を開始する。また、家族が被災した人や自宅が近隣の人、発震後、短時間に徒歩帰宅を開始することが想定される。そうした徒歩帰宅者が円滑、安全に自宅に帰るための支援を行う。
- ・帰宅支援の充実に関しては、周辺市町等との連携にも留意する。

#### ① 災害時帰宅支援ステーションや一時休憩施設の充実

- ・関西広域連合、および滋賀県は、徒歩による帰宅を支援するため「災害時帰宅支援ステーション※」となる店舗等を有する事業者と応援協定を結んでいる。
- ・「災害時帰宅支援ステーション」の位置、内容等について平常時より周知するとともに、関係機関と連携し、災害時の「災害時帰宅支援ステーション」開設の依頼が円滑に行えるよう準備する。

※「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」に基づき、災害時の徒歩帰宅者を支援するために「水道水」、「トイレ」、「道路情報などの情報」の提供する店舗等

#### 【取り組み】

- 大津市内の災害時帰宅支援ステーションなどについての情報集約と平時からの周知  
(帰宅支援マップの作成・事前配布等)
- 災害時帰宅支援ステーションなどの一時休憩所提供の拡大に向けた要請（ガリンスカド、コンビニストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請）
- 沿道事業所等による徒歩帰宅者支援の取り組みの推奨、促進
- 災害時における円滑な情報伝達体制の整備 等

#### ② 徒歩帰宅者への情報提供

- ・警察等の関係機関との調整のもと帰宅経路の道路状況（規制、混雑状況等）の情報を帰宅経路において円滑に提供できる方策を検討し、あらかじめ提供内容、手段等について定めておく。
- ・災害時帰宅支援ステーションの位置、バス等による代替輸送に関する情報等を掲載した帰宅支援マップをあらかじめ用意しておく。

#### ③ 帰宅支援道路の設定および通行路の安全確保

- ・広域的な連携のもと主要な帰宅経路について「帰宅支援道路」の設定を検討する。検討に際しては、緊急輸送道路との重複を避けるなど応急活動や支援活動の妨げとならないよう配慮する。

- ・主要な帰宅経路となる道路については、優先的に路上の安全確保を図るものとする。路上の危険物の除去等に関しては、市職員だけでなく、協力可能な業界団体等の協力が得られるようあらかじめ応援協定を結ぶとともに、必要に応じて速やかに要請する。

④ 救急・救護体制の検討

- ・徒歩帰宅者の救急・救護対応に関して、あらかじめ検討し、定めておく。(救急・救護情報の伝達方法の検討、駅前への救護所設置、帰宅困難者用薬品の備蓄等)

## (2) 帰宅困難者の搬送

- ・鉄道などが長期に停止する場合には、帰宅困難者の代替輸送を行うことが想定される。このため、バス、タクシー等の交通事業者と災害時の対応を調整しておく。なお、代替輸送のルートについては、緊急輸送道路との関係を整理しておく必要がある。
- ・代替輸送の容量を超える帰宅困難者が発生した場合は、徒歩帰宅支援を充実することにより、徒歩で帰宅可能な一定距離内の帰宅者について、徒歩帰宅を促す。
- ・自宅への距離に関わらず、自力での徒歩帰宅が困難な者など要配慮者については、何らかの搬送手段の確保が必要となる。代替搬送手段、実施運用範囲、費用負担等について、検討しておく。

### 【取り組み】

○帰宅支援手順書の作成、関連機関と連携した図上訓練の実施 等



## 第3章 計画推進に向けて



## 第3章 計画推進に向けて

今後、帰宅困難者対策実施計画の実効性をより高め、計画を推進していくため、初動・連絡体制の整備をはじめとした実効性を高める取り組みを進めていく必要がある。

### ①初動体制・連絡体制の確立

- ・帰宅困難者への対応は、行政だけでなく、駅、事業所、大規模集客施設、教育施設など様々な機関が連携して対応する必要がある。
- ・そのため、行政の初動体制及び関係各機関との連絡体制を予め検討しておき、災害時にはスムーズに情報の共有を行い、適切な対策を講じていく体制の整備を検討する。

### ②実効性の向上

- ・帰宅困難者数は災害の発生時刻などにより大きく異なると考えられ、また、災害の状況などにより一部地域に偏ることが考えられることから、様々な状況に応じたシミュレーション・訓練等を行い、実施計画の実効性を高めていく。

### ③事業所・学校等における帰宅困難者対策の強化

- ・帰宅困難者の一斉帰宅抑制には、事業所における一斉帰宅の抑制と安全を確保した上で、従業員等を一定期間事業所に留めておける体制を整備する必要がある。そのため、市においては、企業等による一斉帰宅抑制の取組みへの支援を検討する。
- ・また学校等においても、状況によっては児童・生徒等の帰宅を抑制する必要性が生じることが考えられることから、児童・生徒等の学校等での滞在が可能となる対策・体制を検討する。

### ④一時滞在施設の確保

- ・事業所や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、市は協定締結等を通じて一時滞在施設の確保を進める。



## 第 4 章 参考データ



## 第4章 参考データ

### ■大津市内の従業者規模別民営事業所数・従業者数

	事業所数		従業者数	
	事業所数	割合	従業者数	割合
総数	11,615	100.0%	133,559	100.0%
1～4人	6,699	57.7%	13,557	10.1%
5～9人	2,050	17.7%	13,426	10.0%
10～19人	1,472	12.7%	19,771	14.8%
20～29人	525	4.5%	12,527	9.4%
30～49人	395	3.4%	14,889	11.2%
50～99人	236	2.0%	16,194	12.1%
100人以上	153	1.3%	43,195	32.4%
出向・派遣従業者のみ	54	0.7%		

(注) 令和3年経済センサスー活動(国・地方公共団体を除く調査)

### ■大津市内の大規模小売り店舗(令和3年6月現在)

大規模小売店舗立地法の対象となる店舗(滋賀県において対象としているのは店舗面積1,000平方メートル超のもの)は大津市内に26箇所

### ■大津市内の大学・高校等

	学校名	所在地
大学等	滋賀大学	平津二丁目
	(滋賀大学附属小学校)	昭和町
	滋賀医科大学	瀬田月輪町
	成安造形大学	仰木の里東四丁目
	びわこ成蹊スポーツ大学	北比良
	龍谷大学	瀬田大江町横谷
	滋賀短期大学	竜が丘
公立高校	大津	馬場一丁目
	北大津	仰木の里一丁目
	東大津	瀬田南大萱町
	堅田	本堅田
	膳所	膳所二丁目
	石山	国分一丁目
	瀬田工業	神領三丁目
	大津商業	御陵町

私立学校 (中高)	比叡山中学校、高等学校	坂本四丁目
	滋賀短期大学附属高等学校	朝日が丘一丁目
	幸福の科学学園関西中学校、高等学校	仰木の里二丁目

出典：滋賀県 HP

## ■大津市における主なイベント等

### □イベント等

- ・びわ湖マラソン
- ・春のライトアップ
- ・山王祭
- ・おおつ花フェスタ（春・秋）
- ・朝日レガッタ
- ・大津志賀花火大会
- ・びわ湖大津マザレまつり
  
- ・びわ湖大花火大会
- ・湖族まつり
- ・船幸祭
  
- ・大津まちなか食と灯りの祭
- ・大津ジャズフェスティバル
- ・大津祭り
- ・秋のライトアップ
- ・はまおおつフェスタ
- ・100円商店街（堅田）
- ・100円商店街（大津）
- ・大津っ子まつり
- ・おおつ健康フェスティバル

### □初詣参拝

- ・近江神宮
- ・日吉神社
- ・建部大社
- ・石山寺
- ・三井寺
- ・比叡山延暦寺
- ・立木観音 等

■ 関西広域連合と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を結んでいる事業者  
(令和6年11月現在)

コンビニ事業者 (6 事業者)	株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、ミニストップ株式会社、株式会社ローソン
外食事業者 (14 事業者)	味の民芸フードサービス株式会社、株式会社壺番屋、株式会社アイデアプラス、サガミレストランズ株式会社、サトフードサービス株式会社、株式会社ストロベリーコーンズ、株式会社デニーズジャパン (旧：株式会社セブン&アイ・フードシステムズ)、株式会社ダスキン (ミスタードーナツ)、チムニー株式会社、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家、ロイヤルホールディングス株式会社、ワタミ株式会社、株式会社ドトールコーヒー、株式会社リンガーハット
その他 (8 事業者)	株式会社オートバックスセブン、株式会社スギ薬局、株式会社第一興商、株式会社ユタカファーマシー、損害保険ジャパン株式会社、AIR オートクラブ、ケアパートナー株式会社、株式会社ホスピタリティオペレーションズ

※\_\_は、滋賀県内に店舗がない事業者

■ 災害時帰宅支援ステーションの統一ステッカー

